最終更新日：2015年7月10日

特種東海製紙株式会社
代表取締役社長　三澤　清利
問合せ先：03-3281-8581
証券コード：3708
http://www.tt-paper.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーから信頼、支持され続ける企業であるため、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立と、その強化、充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱商事株式会社	13,800,000	8.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,733,000	4.12
株式会社静岡銀行	5,759,258	3.52
中央建物株式会社	5,501,000	3.36
新生紙パルプ商事株式会社	5,031,150	3.08
大王製紙株式会社	4,901,000	3.00
特種東海製紙取引先持株会	4,506,000	2.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,714,000	2.27
王子ホールディングス株式会社	3,000,000	1.83
株式会社竹尾	2,620,695	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません.。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川達紘	弁護士											
志賀こず江	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川達紘	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。また、弁護士、元検事としての専門的な経験と知識を活かし法律家としての見地から意見を述べるなど独立的な判断を期待し、社外取締役の選任および独立役員として指定しております。
志賀こず江	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。また、弁護士、上場会社の社外役員の歴任経験による独立的な判断を期待し独立役員として指定しております。さらに、当社の社外監査役を務め当社の事業内容等に精通していることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	2	2	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	0	1	0	1	その他

補足説明 更新

法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名委員会、報酬委員会を設置しております。
それぞれの委員会は、役員の選任・解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。
報酬委員会の委員長は、社外監査役が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社監査役会は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と定期的に意見交換することで相互補完関係を構築してまいります。また、当社は、「監査室」・「内部統制室」を設置し、業務活動全般に関わる方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の順守状況等について内部監査体制の強化・充実を図ってまいります。当社監査役とは、相互補完関係を構築してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大倉喜彦	他の会社の出身者												○	
上田廣美	学者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大倉喜彦	○	公益財団法人大倉文化財団の理事であり、当社は同財団に寄付を行っておりますが、過去3年間の平均額は1,000 万円を下回っており、同氏の社外役員としての独立性に影響を与えないものと判断しております。	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。 多数の社外役員の歴任経験を含む経営者としての経験、見識に基づく独立的な意見を期待し、社外役員として選任および独立役員の指定をしております。
上田廣美	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。 大学における法学に関する研究活動を基に当社のコーポレート・ガバナンス体制への寄与を期待し、社外役員としての選任および独立役員の指定をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の基準を充たす社外役員全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的に当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役及び監査役に対する報酬等と当社株価や業績との連動性を高め、株価の上昇、下落によるメリット、リスクを株主と共有することにより、業績向上への意欲を一層高めることを目的として、株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬
平成26年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。
・取締役　264百万円（うち社外取締役11百万円）
・監査役　 24百万円（うち社外監査役7百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額の決定に関する方針】
当社は、株主総会で承認された社外役員もしくは社外より招聘した有識者を含む5名以内で構成された報酬委員会を設置し、役員報酬等における適切性並びに透明性を確保することに努めております。
報酬委員会は、取締役及び監査役の役員報酬等の報酬全般について、その水準、体系及び役員個々人の金額等の適切性について審議を行っております。
なお、取締役報酬総額として年額450百万円（うち社外取締役50百万円）以内の報酬枠と別枠で新株予約権による報酬として年額75百万円（うち社外取締役3百万円）の報酬枠を当社第2回定時株主総会において承認を受け、設定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社長室が窓口となりサポートしております。決裁書を回覧するほか、重要な案件については個別に事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会
当社は、取締役会をグループの意思決定機関とし、毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に迅速に対応しております。
2. 社外取締役の役割・機能
取締役会において、社外の視点からの意見を受け取ることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性確保が実現できるものと考えております。また、法律家としての専門的知見に基づくアドバイスを受けることにより、取締役会における適切な意思決定が可能になると考えております。
3. 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査組織として「監査室」・「内部統制室」を設置し、予め取締役会で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの監査を実施するとともに、結果については代表取締役または取締役会に報告しております。
当社の監査役は3名でその内2名は社外監査役であります。監査役は、予め監査役会において定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンス実施状況の監視、取締役会等の重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧等を実施しております。また、社外監査役はそれぞれ独立した外部の視点からの監査を行っております。他の監査役は、社内業務に精通した立場から監査を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。
4. 監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役の職務を補助するために、会計監査人・監査室・内部統制室との間で意見交換を行うなど相互に連携を図り監査を実施するなどし機能強化しております。
5. 会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
平成27 年3月期の会計監査を執行した公認会計士は、次のとおりです。
大谷秋洋
春山直輝
なお、監査年数が7年を超える公認会計士はおりません。
6. 任意の委員会設置状況
当社は、透明性及び公正性のある経営を図るため3つの諮問委員会を設置しております。
a. 指名委員会（4名：社外取締役、社外有識者含む　委員長：社外取締役、任期1年）
　株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関し、その適切性について審議を行い、取締役への提案を行っております。
b. 報酬委員会（3名：社外監査役、社外取締役含む　委員長：社外監査役、任期1年）
　役員報酬等の報酬全般について、その水準、体系及び役員個々人の金額等の適切性について審議を行っております。
c. コンプライアンス委員会（3名：社外取締役含む　委員長：社外取締役、任期1年）
　法令、定款及び当社の定める規程に従い、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しておりますが、独立性の高い社外取締役を選任し取締役会を構成するとともに、監査役会においても独立性の高い社外監査役を選任するなどし、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されていると考えております。また、法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名委員会、報酬委員会を設置しております。それぞれの委員会は、役員の選任・解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。加えて、半数以上が社外委員で構成されるグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第8回定時株主総会の招集通知は、総会開催日の平成27年6月19日の17日前である6月2日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程として、平成27年6月19日に第8回定時株主総会を開催しました。
その他	招集通知を第8 回定時株主総会の22 日前の平成27 年5 月28 日に当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期及び期末の年2回行っております。 2014年11月28日 2015年5月28日	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、中期経営計画資料等を当社ホームページで掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業行動規範で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの継続的改善を図るなど、当社環境方針を策定し、継続的な環境保全活動を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362 条第4 項第6 号、会社法施行規則第100 条第1 項第4 号、第100 条第1 項第5 号ニ）
(1) 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
(2) 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
(3) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員がコンプライアンス委員会に直接通報することができるグループ内部通報制度を整備する。
(4) これらの推進については、「社長室」において実施する。また、代表取締役に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」・「内部統制室」を設置し、「監査室」・「内部統制室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第１００条第１項第１号）
当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第2 号、第100 条第1 項第5 号ロ）
(1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎の管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示により当社及び当社子会社における担当部門が行う。
(2) リスクカテゴリー毎の責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
(3) 監査室・内部統制室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行う。
(4) 監査室・内部統制室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
(5) 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第3 号、第100 条第1 項第5 号ハ）
(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1 回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(2) また、業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「執行役員会」を月1 回開催し、当社の部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行う。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」及び経営課題等について情報の共有化を図る「Board Meeting」を適宜開催する。
(3) 当社及び当社子会社は、3 事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定しており、計画達成に向け、当社の部門及び子会社各社の計数管理と施策の進捗を管理している。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第5 号）
(1) 当社グループに共通の「特種東海製紙グループ行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
(2) 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第5 号イ）
(1) 当社が定める「グループ会社管理規程」において定期的又は重要度に応じては都度の報告を義務付けており、必要に応じては社長もしくは取締役会での報告を定めている。
(2) グループ会社管理規程では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
(3) 当社は、3 か月に1 回、当社及び当社子会社の社長が出席する「特種東海製紙グループ社長会」を開催し、当社子会社の経営状況を報告している。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100 条第3 項第1 号、第100 条第3 項第2 号、第100 条第3 項第3 号）
(1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
(3) 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

8. 当社取締役・使用人および当社子会社の取締役・監査役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第4 号イ、第100 条第3 項第4 号ロ）
(1) 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
(2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
(3) 当社のコンプライアンス委員会を通報窓口とするグループ内部通報制度はコンプライアンス委員会が当社監査役を委員として構成することから、タイムリーに通報状況を掌握する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第5 号）

当社は、当社及び当社子会社を対象とした「公益通報者保護規程」を定め、内部通報者に対して通報したことを理由に、いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100 条第3 項第6 号）
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第7 号）
(1) 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
(2) 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
(2)反社会的勢力排除に向けた体制としては、社長室を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には社長室が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在特記すべき敵対的買収に対する防衛策の導入を予定しておりません。今後につきましては、当社を取り巻く状況等を勘案しながら、防衛策導入の有無を検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について適時かつ適切な開示について真摯な姿勢で臨むため、会社情報の開示や取扱いに関する社内規程を整備しており、「東証適時開示規則」が定める「適時開示」に関わる留意事項や社内手続きについて規定しております。

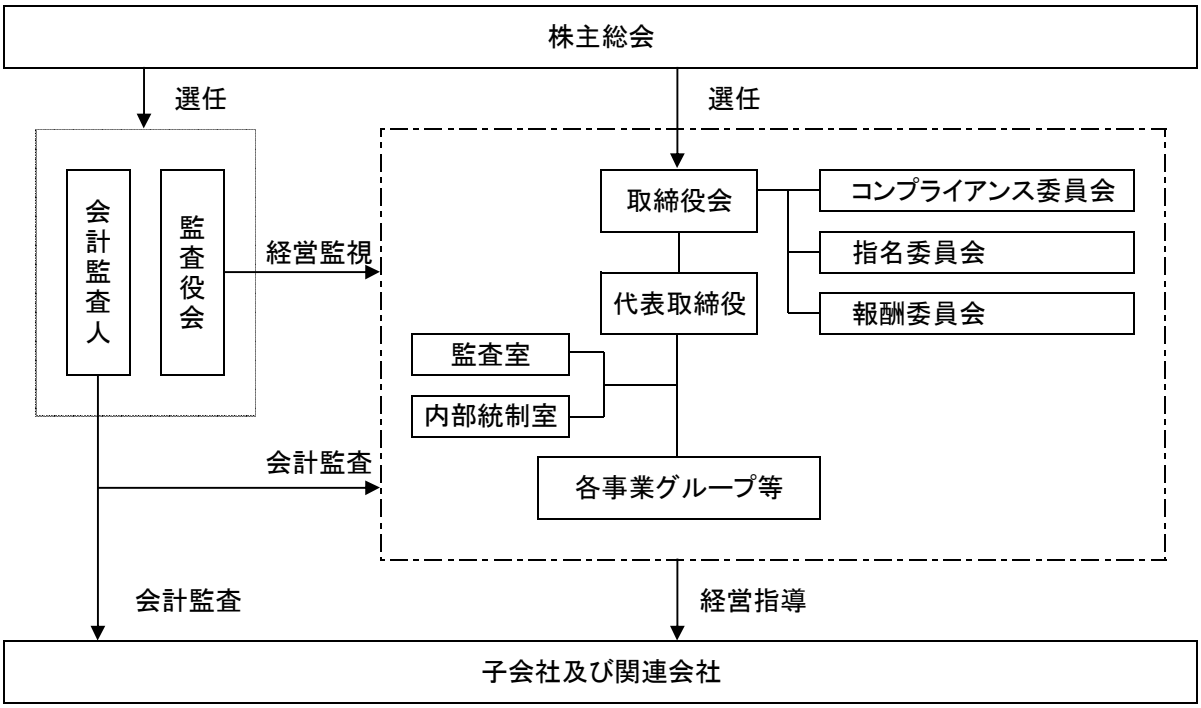
株主総会
選任
選任
会計監査人
監査役会
経営監視
取締役会
コンプライアンス委員会
指名委員会
報酬委員会
代表取締役
監査室
内部統制室
各事業グループ等
会計監査
会計監査
経営指導
子会社及び関連会社